

■ 給与計算システムをご利用のユーザー様へのお知らせになります。 ■

■ 平成 28 年 3 月分（4 月納付分）からの健康保険料について

☆平成 28 年 3 月分（4 月納付分）からの健康保険料について

平成 28 年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年 3 月分（4 月納付分）からの適用となります。

都道府県別の保険料率は全国健康保険協会（協会けんぽ）のサイトでご確認ください。

都道府県別の保険料率は、3 月分の保険料（一般の被保険者については 4 月納付分）からとなります。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h28/h28ryougakuhyou>

この例では東京都の計算をしています。お手数ですが全額から折半額の計算をお願いします。

全国健康保険協会（協会けんぽ）のサイトからお住まいの都道府県の健康保険の保険料率を確認してください。

健康保険料 介護保険なし 全額 9.96% 折半額 4.980%  
 健康保険料 介護保険あり 全額 11.54% 折半額 5.770%

4.980%

5.770%

平成28年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

〔 ・健康保険料率：平成 28 年 3 月分～ 適用 厚生年金保険料率：平成 27 年 9 月分～平成 28 年 8 月分 適用 〕  
 〔 ・介護保険料率：平成 27 年 4 月分～ 適用 〕

(東京都)

(単位：円)

標準報酬		報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)			
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者		坑内員・船員	
等級	月額		9.96%		11.54%		17.828%※		17.936%※	
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上 円未満								
1	58,000	～ 63,000	5,776.8	2,888.4	6,693.2	3,346.6				
2	68,000	63,000 ～ 73,000	6,772.8	3,386.4	7,847.2	3,923.6				
3	78,000	73,000 ～ 83,000	7,768.8	3,884.4	9,001.2	4,500.6				
4	88,000	83,000 ～ 93,000	8,764.8	4,382.4	10,155.2	5,077.6				
5(1)	98,000	93,000 ～ 101,000	9,760.8	4,880.4	11,309.2	5,654.6	17,471.44	8,735.72	17,577.28	8,788.64
6(2)	104,000	101,000 ～ 107,000	10,358.4	5,179.2	12,001.6	6,000.8	18,541.12	9,270.56	18,653.44	9,326.72
7(3)	110,000	107,000 ～ 114,000	10,956.0	5,478.0	12,694.0	6,347.0	19,610.80	9,805.40	19,729.60	9,864.80
8(4)	118,000	114,000 ～ 122,000	11,752.8	5,876.4	13,617.2	6,808.6	21,037.04	10,518.52	21,164.48	10,582.24
9(5)	126,000	122,000 ～ 130,000	12,549.6	6,274.8	14,540.4	7,270.2	22,463.28	11,231.64	22,599.36	11,299.68
10(6)	134,000	130,000 ～ 138,000	13,346.4	6,673.2	15,463.6	7,731.8	23,889.52	11,944.76	24,034.24	12,017.12
11(7)	142,000	138,000 ～ 146,000	14,143.2	7,071.6	16,386.8	8,193.4	25,315.76	12,657.88	25,469.12	12,734.56
12(8)	150,000	146,000 ～ 155,000	14,940.0	7,470.0	17,310.0	8,655.0	26,742.00	13,371.00	26,904.00	13,452.00
13(9)	160,000	155,000 ～ 165,000	15,936.0	7,968.0	18,464.0	9,232.0	28,524.80	14,262.40	28,697.60	14,348.80
14(10)	170,000	165,000 ～ 175,000	16,932.0	8,466.0	19,618.0	9,809.0	30,307.60	15,153.80	30,491.20	15,245.60
15(11)	180,000	175,000 ～ 185,000	17,928.0	8,964.0	20,772.0	10,386.0	32,090.40	16,045.20	32,284.80	16,142.40
16(12)	190,000	185,000 ～ 195,000	18,924.0	9,462.0	21,926.0	10,963.0	33,873.20	16,936.60	34,078.40	17,039.20

☆平成 28 年 4 月分からの 48～50 等級の新設について

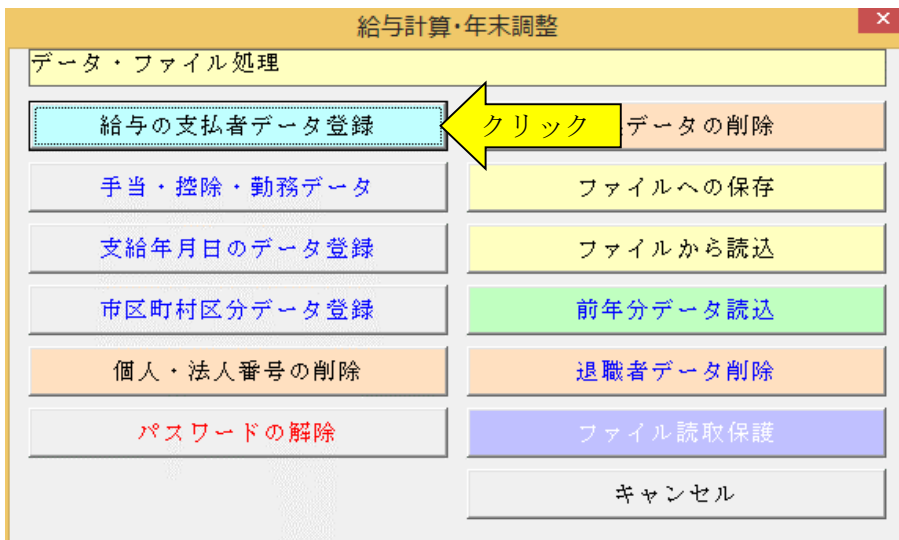
平成 28 年 4 月分からの 48 等級（標準報酬 1,235,000 円）に該当する場合は、給与明細書に直接健康保険料と介護保険料の金額を入力してください。

40	830,000	810,000 ～ 855,000	82,668.0	41,334.0	95,782.0	47,891.0
41	880,000	855,000 ～ 905,000	87,648.0	43,824.0	101,552.0	50,776.0
42	930,000	905,000 ～ 955,000	92,628.0	46,314.0	107,322.0	53,661.0
43	980,000	955,000 ～ 1,005,000	97,608.0	48,804.0	113,092.0	56,546.0
44	1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000	102,588.0	51,294.0	118,862.0	59,431.0
45	1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000	108,564.0	54,282.0	125,786.0	62,893.0
46	1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000	114,540.0	57,270.0	132,710.0	66,355.0
47	1,210,000	1,175,000 ～ 1,235,000	120,516.0	60,258.0	139,634.0	69,817.0
48	1,270,000	1,235,000 ～ 1,295,000	126,492.0	63,246.0	146,558.0	73,279.0
49	1,330,000	1,295,000 ～ 1,355,000	132,468.0	66,234.0	153,482.0	76,741.0
50	1,390,000	1,355,000 ～	138,444.0	69,222.0	160,406.0	80,203.0

◆48～50等級は、平成28年4月分から新設されます。  
 3月分は47等級までとなり、48～50等級の方は47等級の保険料となります。

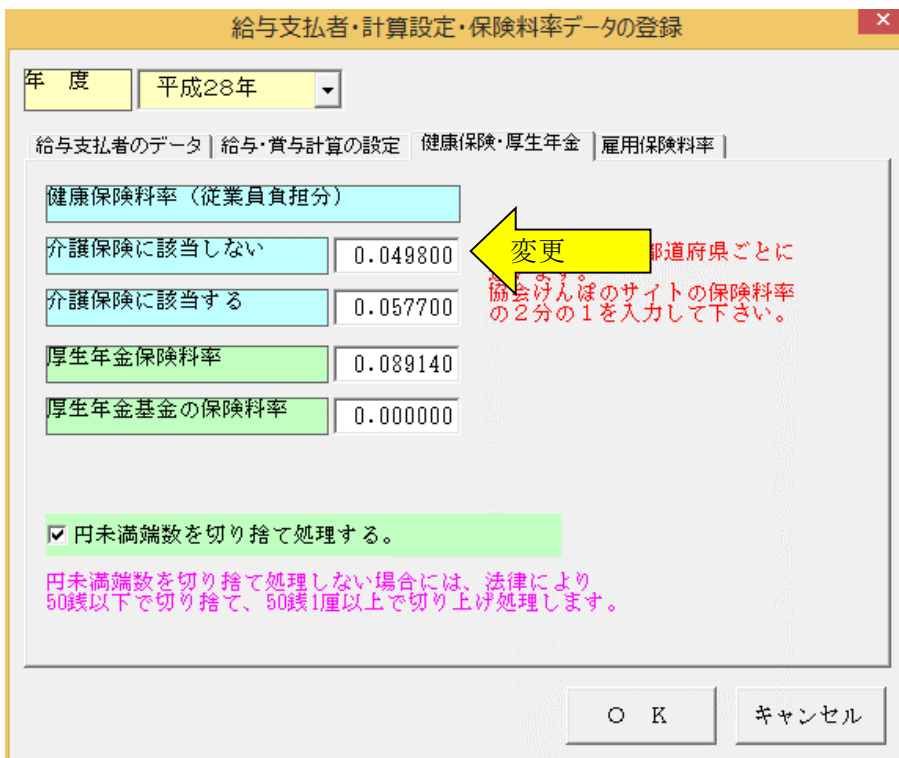
## 健康保険料の改定によるシステムの修正手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。

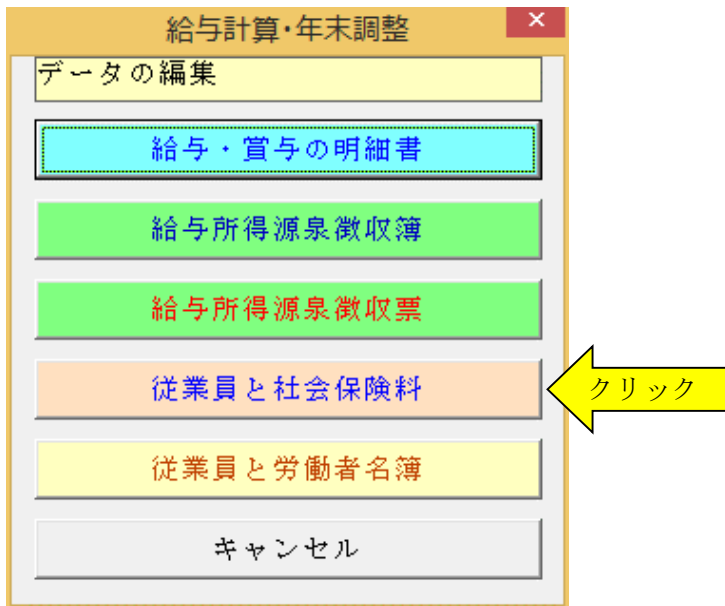


- 2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を変更します。
- 3 「介護保険に該当しない」の保険料率の「0.049850」を「0.049800」に変更して下さい。
- 4 「介護保険に該当する」の保険料率の「0.057750」を「0.057700」に変更して下さい。

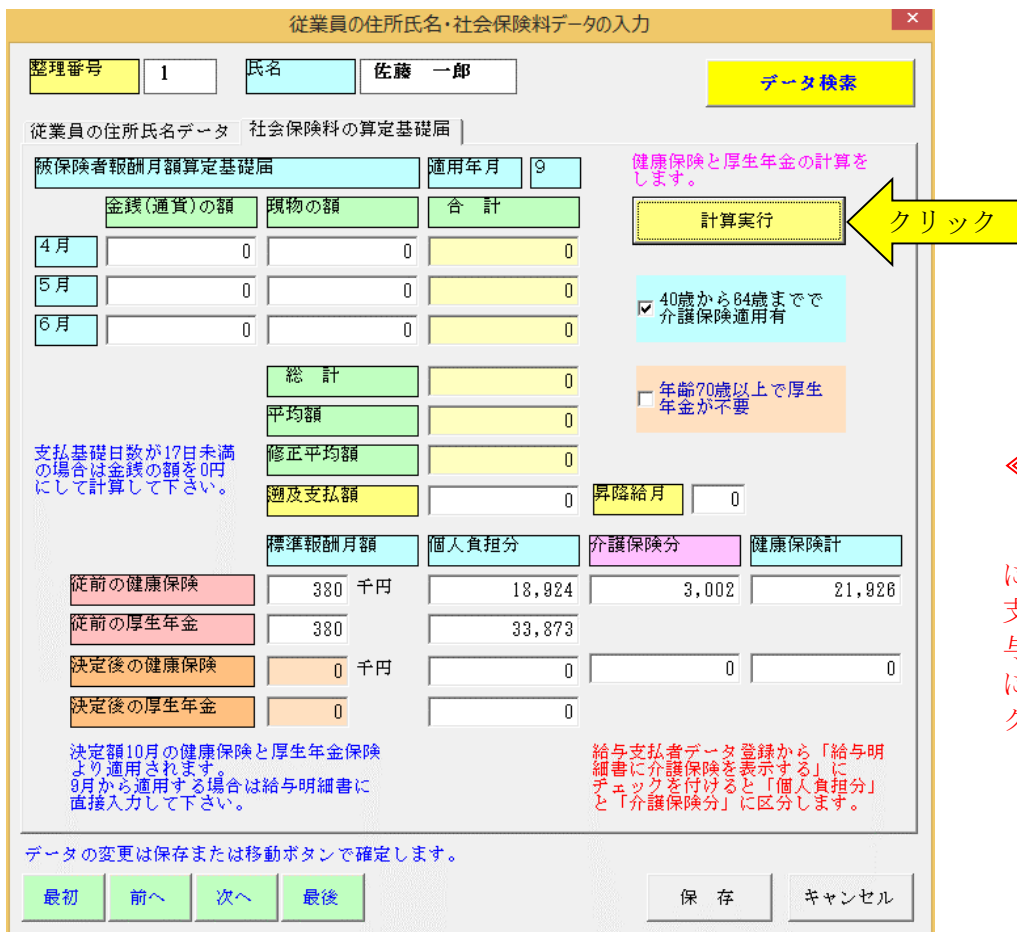
※ 東京都の変更例ですのでご注意ください。お住いの都道府県により保険料率が違ってきます。



5 「編集」メニューから「従業員・社会保険」をクリックします。



6 「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分と介護保険分の健康保険料を変更します。



《ご注意》

「健康保険料」を「個人負担分」と「介護保険分」に区分して表示するには、「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」から「給与・賞与計算の設定」タブの「給与明細書に介護保険料を表示する」にチェックを付けてください。

《ご注意》

標準報酬月額を入力していないと、健康保険料と厚生年金保険料の再計算はされません。

「計算実行」ボタンから役員と従業員の方の健康保険料を変更した場合は、「平成28年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表」で確認して下さい。

## ■平成 28 年 4 月分からの雇用保険料について

### ☆平成 28 年 4 月分からの雇用保険料について

平成 28 年 4 月 1 日から、以下のとおり雇用保険料率の改定がある予定です。

厚生労働省の「平成 28 年度の雇用保険料率」のサイトです。

<http://hoken.azukichi.net/img/28koyohoken.pdf>

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの雇用保険料率は以下のとおりになる予定です。

一般の事業 雇用保険料率 11/1000 従業員負担 4/1000 事業主負担 7/1000

農林水産・ 雇用保険料率 13/1000 従業員負担 5/1000 事業主負担 8/1000

清酒製造業

建設業 雇用保険料率 14/1000 従業員負担 5/1000 事業主負担 9/1000

平成 28 年 4 月 1 日以降の失業等給付の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに 1/1000 ずつ引き下げるための法律案が国会に提出されています。

併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）を平成 28 年 4 月 1 日から 0.5/1000 引き下げる予定です。

法律案の内容が修正されずに国会で成立した場合、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの雇用保険料率は下表のとおりとなります。

### 平成28年度の雇用保険料率（法律案が国会で成立した場合）

事業者の種類	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		① + ② 雇用保険料率	
		失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率		
一般の事業	<b>4/1000</b>	<b>7/1000</b>	4/1000	3/1000	<b>11/1000</b>
(27年度)	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
I 農林水産・ 清酒製造の事業	<b>5/1000</b>	<b>8/1000</b>	5/1000	3/1000	<b>13/1000</b>
(27年度)	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	<b>5/1000</b>	<b>9/1000</b>	5/1000	4/1000	<b>14/1000</b>
(27年度)	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

※枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率

※ 厚生労働省のホームページより

## ■ 雇用保険料のシステムの入力手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。
- 2 「雇用保険料率」タブに移動して保険料率を変更します。
- 3 「一般の事業」の雇用保険料率は「0.004000」、  
「農林・水産・清酒業」の雇用保険料率は「0.005000」、  
「土木・建設業」の雇用保険料率は「0.005000」になります。

給与支払者・計算設定・保険料率データの登録

年度 平成28年

給与支払者のデータ | 給与・賞与計算の設定 | 健康保険・厚生年金 | 雇用保険料率

雇用保険の区分  
 一般の事業所  農林・水産・清酒業 土木・建設業

雇用保険料率 (従業員負担分)

一般の事業所	0.004000
農林・水産・清酒業	0.005000
土木・建設業	0.005000

円未満端数を切り捨て処理する。

円未満端数を切り捨て処理しない場合には、法律により50銭以下で切り捨て、50銭1厘以上で切り上げ処理します。

OK キャンセル

### 《ご注意》

給与明細書の「雇用保険料」ボタンをクリックしないと、雇用保険料の計算はされません。

改正前の「給与明細書」を再計算する場合に、「雇用保険料」ボタンを利用すると改正後の雇用保険料率で計算されますので注意してください。

## ■ 平成 27 年 9 月分（10 月納付分）からの厚生年金保険料について

### ☆平成 27 年 9 月分（10 月納付分）からの厚生年金保険料について

厚生年金保険の保険料率が、平成 27 年 9 月分（同年 10 月納付分）から、0.354%（坑内員・船員は 0.248%）引き上げて 17.828%になりました。

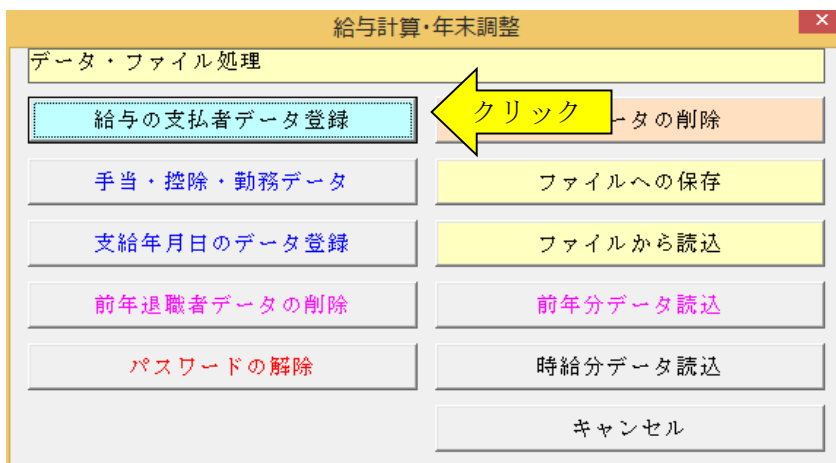
改定された厚生年金保険の保険料率は「平成 27 年 9 月分（同年 10 月納付分）から平成 28 年 8 月分（同年 9 月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

厚生年金保険料 一般 全額 17.828 折半額 8.914

「平成 27 年 9 月分(10 月納付分)からの厚生年金保険料額表」は、下記の日本年金機構のサイトでご確認ください。  
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=31172>

## ■ 厚生年金保険料の改定によるシステムの修正手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。



- 2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を変更します。

- 3 「厚生年金保険料率」の保険料率「0.087370」を「0.089140」に変更します。

※ 厚生年金は全国一律の保険料率になっています。

4 「編集」メニューから「従業員・社会保険」をクリックします。



5 「社会保険料の算定基礎届」の「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分の保険料を変更します。

従業員住所氏名データ | 社会保険料の算定基礎届

被保険者報酬月額算定基礎届	随用年月	9	健康保険と厚生年金の計算をします。	
金銭(通貨)の額	現物の額	合計	<input type="checkbox"/> 40歳から64歳までで介護保険適用有	
4月	370,000	0		370,000
5月	370,000	0		370,000
6月	370,000	0		370,000
総計		1,110,000	<input type="checkbox"/> 年齢70歳以上で厚生年金が不要	
平均額		370,000		
修正平均額		0	昇降給月 <input type="text" value="0"/>	
遡及支払額		0		
標準報酬月額	個人負担分			
従前の健康保険	360 千円	21,042	決定額10月の健康保険と厚生年金保険より適用されます。9月から適用する場合は給与明細書に直接入力して下さい。	
従前の厚生年金	360	31,453		
決定後の健康保険	380 千円	22,211		
決定後の厚生年金	380	33,200		

支払基礎日数が17日未満の場合は金銭の額を0円にして計算して下さい。

データの変更は保存または移動ボタンで確定します。

最初 前へ 次へ 最後 保存 キャンセル

### 《ご注意》

標準報酬月額を入力していないと、健康保険料と厚生年金保険料の再計算はされません。

「計算実行」ボタンから役員と従業員の方の厚生年金保険料を変更した場合は、「平成27年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料額表」で確認して下さい。